

北アルプス三市村プロモーション動画制作業務仕様書

1 業務の名称

北アルプス三市村プロモーション動画制作業務

2 業務の目的

本業務は、北アルプス三市村(大町市・白馬村・小谷村)の地域に受け継がれる「塩の道」を題材とした映像を制作することにより、沿線に息づく歴史文化や生活の営みをわかりやすく伝えるとともに、地域住民や来訪者に対してその価値を再認識・普及啓発することを目的とする。あわせて、観光資源としての魅力を発信し、地域のブランド力向上と持続的な交流人口の拡大と観光誘客を図るために行う。

3 委託予定期間

契約締結日の日から令和9年3月31日まで

4 見積限度額

1,100,000円(消費税及び地方消費税含む)

5 業務内容

以下に掲げるコンテンツ(動画)を制作し、成果物を納品すること。

(1) テーマ

- ・塩の道の歴史
- ・塩の道が育んだ人々の営み
- ・歩いて感じる塩の道
- ・塩の道を未来へ
- ・塩がつながる人と人
- ・塩の道祭り

(2) 長さ

- ① 16:9動画 テーマのいずれかに沿った内容で5分の時間で1作品制作する。
- ② 9:16動画 テーマのいずれかに沿った内容で30秒の時間で2作品制作する。

(3) 特記事項

- ア ナレーション、音楽(BGM)、字幕、音響効果等を必要に応じて適宜挿入すること。
- イ 原則として、4K解像度(3840×2160)で制作すること。
- ウ 完成までに複数回内容の確認を行い、映像の構成を随時行う機会を設けること。
- エ 日本語・英語の字幕あり・なしを制作して納品すること。
- オ 上記ア～エのほか、業務の目的をより効果的に実行できるような提案をすること。

(4) 成果品

ア データ……①MP4(30fps)、②4K解像度

※外付けハードディスクに収納して納品のこと

イ 成果物の納期は、契約期間内で指定する日とする。

6 その他

(1) 業務遂行に当たり、当連絡会の指示に従い本業務の目的を十分理解した上で最高の技術を発揮するよう努めること。

(2) 著作権について受託者は、委託業務の成果物に係る全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を当該成果物引き渡し時に、当連絡会に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が本業務成果物の2次利用を求める際、当連絡会はその使用を原則、無償で許可する。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、随時当連絡会と協議を行い決定するものとする。